

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人受理時の事務費用	【事務費用】 1,000円 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の150%を超えない額 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%を超えない額 手数料負担者は 求人者 とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	【着手金】 500,000円 【調査・探索活動費】 1日50,000円を超えない額 【成功報酬】 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の100%を超えない額 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の100%を超えない額 手数料負担者は 求人者 とします。
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	【成功報酬】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の20%を超えない額 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	【成功報酬】 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%を超えない額 （期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の50%を超えない額 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。